

## 公 聴 会 の 概 要

1. 開催日時及び場所：平成21年12月15日（火）14：00～15：30  
農林水産省三番町共用会議所 第3会議室
  
2. 公述意見における賛否の数：  
公述申込者3名中、その全員が公聴会において公述を行った。  
公述申込者3名中、その全員が賛成であった。
  
3. 公述意見の概要
  - ・ 病虫害の侵入を防止するために、特定の植物やその生産物の輸入禁止措置をとることは国際植物防疫条約にもあるとおり国際的にも認められている。しかし、この措置は当然のことながら植物検疫上、必要な場合にのみ認められるものである。検疫技術上、禁止に代わる措置が開発された場合は、これを認めるべきである。
  
  - ・ 今回、ペルー政府が開発したチチュウカイミバエを対象としたマンゴウの殺虫技術は温湯処理によるものであるが、この技術は温湯の温度コントロールに注意すれば完全な殺虫が可能な技術であると考えられ、技術的な面から見て解禁は妥当である。また、解禁に際しては、ペルーと日本の政府の管理下で殺虫処理が行われることから温度コントロールは担保できると考えられ、今回の解禁の措置は妥当である。
  
  - ・ ペルー側が実施した殺虫試験の試験手順、試験規模、反復回数は適切であり、「摂氏47度の温湯により生果実の中心温度が摂氏46度となるまで消毒」が行われれば、ペルー産ケント種のマンゴウの生果実にチチュウカイミバエが寄生していても、完全に殺虫出来るという基準は妥当であると判断される。